

---

---

# 大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更成案）の提示

---

---

## < 目 次 >

<u>1. パブリックコメント（府民意見等）の募集について</u>	・ ・ ・ ・ p. 1
<u>2. パブリックコメント（府民意見等）と対応</u>	・ ・ ・ ・ p. 2
<u>3. 関係市町照会の結果と対応</u>	・ ・ ・ ・ p. 4
<u>4. 海岸保全基本計画（変更成案）の概要</u>	・ ・ ・ ・ p. 5

- 大阪湾沿岸 海岸保全基本計画（変更原案）や概要版等をWEBで公開し、広くパブリックコメントを募集した。
- パブリックコメントの募集期間は、令和7年10月3日（金）14：00～令和7年11月5日（火）0：00であった。
- 兵庫県においても、上記期間に同計画案に対するパブリックコメントを募集済である。

## 大阪府 WEBサイト（府民意見等の募集）

大阪府 Osaka Prefectural Government

防災・緊急情報 分類から探す 目的から探す 組織から探す キーワードから探す

トップページ > 住まい・まちづくり > 港湾 > その他の取り組み > 大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会 > 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」に対する府民意見等の募集について

最新 更新日：2025年10月3日 ページID：116352

### 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」に対する府民意見等の募集について

大阪府では兵庫県と共同で、大阪湾沿岸（明石市東境界から和歌山県界まで）において、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸管理が適正に行われるよう「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（平成14年度策定）」を策定し、各種施策を推進しています。

このたび、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月20日に「海岸保全基本方針」を変更、令和3年7月30日に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行されました。

本府においてもこれらに基づき、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更計画を策定することとしています。

つきましては、「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」をとりまとめましたので、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、以下のとおり、広く府民の皆様からの御意見等を募集いたします。

### 1 意見募集の対象項目

「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」（PDF：12.120KB）  
 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」（ワード：8.523KB）、添付表（エクセル：72KB）、添付図その1（ワード：13.655KB）、添付図その2（ワード：10.650KB）

<参考>  
 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）」概要版（PDF：1.032KB）、（ワード：1.068KB）  
 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（令和7年3月）」（PDF：18.065KB）  
 「大阪湾沿岸海岸保全基本計画（令和7年3月）」（ワード：17.960KB）、添付図その1（ワード：18.125KB）、添付図その2（ワード：19.346KB）、添付図その3（ワード：16.093KB）

### 2 募集期間

令和7年10月3日（金曜日）14時から令和7年11月5日（水曜日）0時まで

（郵送の場合は令和7年11月4日（火曜日）の消印有効）

### 3 提出方法

- インターネット（電子申請）の場合  
大阪府行政オンラインシステム（外部サイトへリンク）からご提出ください。
- インターネット（電子申請）がご利用にならない場合  
意見提出用紙（PDF：82KB）、（ワード：41KB）により、郵便かファクシミリでご提出ください。

## 大阪湾沿岸 海岸保全基本計画（変更原案）概要版

### 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更（概要）①

#### ■ 現行計画の概要

計画の基本理念は、自然の特性や社会的条件を踏まえた沿岸の長期的な存続と、環境・資源・利便に資する取組み、及び海岸保全施設の変遷についての基本的な事項を定めるもの。

大阪府における海岸保全基本計画は「海岸保全区域等に備える海岸の保全に関する基本的な方針」に基づき、大阪府長が府令で府民を募集している。

#### ■ 海岸管理

#### ■ 審議会等の経過

#### ■ 海岸保全基本計画変更の背景

（1）気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（環境水産省・国土交通省、R2.7）  
 ・平成30年有識者21名による有識者会を開催し、海岸保全に係る気候変動適応計画を具体化するために、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が策定された。  
 ・有識者により、気候変動に伴う海面上昇や急激な出水化等に伴う沿岸部への影響及び今後の海岸保全のあり方に関する提言となる提言案の考え方を、気候変動を踏まえた整備手法等について審議会が賛同し、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」がとりまとめられた。

（2）海岸保全基本方針の変更（環境水産省・国土交通省、R2.11）  
 ・「あり方提言」を受け、気候変動の影響に関する見込の算定結果を踏まえ、より高い安全を確保することを目的とする見直しが行われた。

（3）海岸保全施設の技術上の基準に関する一部改正（環境省、R2.7）  
 提言（1）は技術的提言、（2）は提言案の検討に際しての検討委員の御意見を踏まえ、（3）は提言案の検討に際しての検討委員の御意見を踏まえ、気候変動の影響に関する見込の算定結果を踏まえ、より高い安全を確保することを目的とする見直しが行われた。

併せて、長期間の観測データに基づいた統計解析に、気候の状況及び将来の見込を踏まえて設定する。

#### ■ 今後の海岸保全施設の整備の考え方（案）

- 気候変動を踏まえた計画策定は、R2.7を踏まえ、R2.11（R2.11）を基本として設定
- 気候変動に伴う14年経過後からのため、従来の10年経過後が変更可能な期間から、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方（案）」では、「できるだけ信頼性の高い予測結果をもとに多岐的な対応策を検討することが重要」とされており、これを踏まえ、令和7年に変更された「海岸保全基本方針」において、気候変動の影響に関する見込の算定結果に基づき、計画を策定見直しすることが明記されている。

■ 計画としては、気候変動を踏まえた2100年時点のR2.7を踏まえ、R2.11（R2.11）を基本として設定するが、国や府政の動向も注視しながら、確信度の高い予測結果をもとにR2.7に調整も組み合わせた柔軟かつ機動的な対応策を行うことも含め検討していく。

- パブリックコメント（府民意見等）は、6件（うち意見の公表を望まないもの4件）であった。
- 海岸保全基本計画の変更を要するご意見はなかった。

パブリックコメント（府民意見等）とその対応(1/2)

No	意見内容	大阪府の考え方	意見への対応	対応頁
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動による天端高の不足や施設の老朽化を課題として挙げているが、建設から時間がたっている施設が多いので、気候変動に対応した施設整備に合わせて老朽化対策も実施し、計画的な施設の更新をお願いしたい。</li> </ul>	<p>海岸保全施設の維持・修繕にあたっては、本計画書「第2編 2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法」に記載のとおり、「日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕」を従前から進めております。</p> <p>いただいたご意見のとおり、今後、気候変動に対応した施設整備の際には、老朽化対策も合わせて、計画的な施設の更新を進めてまいります。</p>	記載内容の変更なし	変更成案 P64

第3回審議会（今回）提示  
大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更成案）

添付表 維持又は修繕の方法 の記載内容

維持又は修繕の方法
日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。
日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項  
2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 の記載内容

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、目視による日常巡視を実施し、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。

維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点も踏まえた最適な方法を採用するものとする。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法を添付表に示す。

パブリックコメント（府民意見等）とその対応(2/2)

No	意見内容	大阪府の考え方	意見への対応	対応頁
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動のために施設を新しくしたり、整備するのは必要なことだと思いますが、海岸の景色が悪くなってしまうのではと心配しています。工事をするときは、周りの自然や景色ができるだけ変わらないよう気をつけてもらえるとありがたいです。</li> </ul>	海岸保全施設の整備にあたっては、「第1編 5-2 エリア特性の区分の考え方」に記載のとおり、「環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図る」こととしております。 いただいたご意見のとおり、今後の施設整備については、自然や景観等、周辺環境に配慮し工事を進めてまいります。	記載内容の変更なし	変更成案 P42

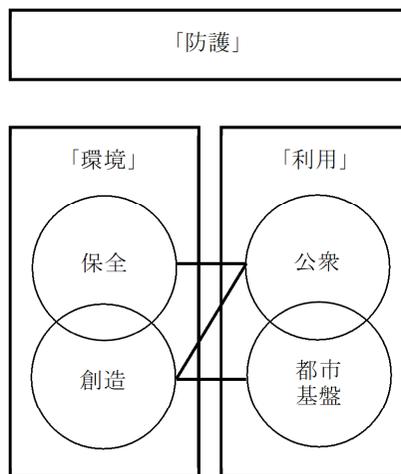
第3回審議会（今回）提示  
大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更成案）

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項  
5-2エリア特性の区分の考え方 の記載内容

海岸保全の目的は、大きく「防護」「環境」「利用」の3つに分類されているが、大阪湾沿岸においては安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図るものとしている。

環境面では主に残された貴重な自然環境の保全、失われた自然環境の回復・創出、利用面では公衆が楽しみ利用できる海岸づくり、都市、産業、港湾、漁港などの都市基盤利用と公衆利用の調和をそれぞれ目指している。

大阪湾沿岸を大別するエリア区分の考え方は「防護」は全てのゾーンで共通して対応していくものであることから、「環境」と「利用」で特性を示す。大阪湾沿岸域は大きく分けると環境保全と公衆利用、環境創造と公衆利用、環境創造と都市基盤利用と3つに区分できる。



第1編 海岸の保全に関する基本的な事項  
3-1海岸環境の整備及び保全のための施策 の記載内容

<魅力ある海岸景観の創出>

大阪湾沿岸は、関西国際空港や神戸港、大阪港、堺泉北港など、諸外国との交流の接点形成されており、多くの観光客で賑わいをみせているほか、沿岸域の開発などにより、海岸が日常生活空間の一部となりつつある。また、港湾整備においても魅力ある港景観づくりが進められているところであり、今後の海岸保全施設の整備ではこうした状況に配慮して周辺の良い景観との調和を図る。さらに、海岸や港に残る稀少な歴史資源を活かし、背後地に残る歴史や文化遺産などと関連づけることにより、海辺の変遷を認識できるような配慮を行うなど、地域の行事・文化などを継承し、訪れる人々や地域の住民が歴史・文化を体験できるような海岸づくりを進める。

市街地からの景観では、背後の再開発事業など関連事業にも配慮し、面的防護方式を取り入れるなど、水辺の見える眺望や港の施設などと一体となった遠景および、近隣住民が心地よく散策できる近景を演出することを心がける。また、海岸らしい開放性を確保し、緑化修景を取り入れるなど、心理的な印象にも配慮したデザインの導入を図る。都市部と接しているところでは、周囲に威圧感や閉鎖感などを与えないよう、構造物の素材や色彩などの工夫に努める。

- 海岸保全基本計画（変更原案）に対し、関係市町照会を実施した。
- 関係市町照会の結果を踏まえ、海岸保全基本計画（変更原案）の見直しを行い、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画（変更成案）を作成した。

#### 関係市町照会における意見の一覧表

No	意見内容		意見への対応	対応頁
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「添付表 地区海岸一覧表」 記載内容の修正</li> <li>・ 「添付図」 記載内容の修正</li> </ul>	大阪府 水産課	意見内容を 精査のうえ修正	添付表 添付図
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「本文」 記載内容の時点修正</li> <li>・ 「添付表 地区海岸一覧表」 記載内容の修正</li> </ul>	大阪市	意見内容を 精査のうえ修正	変更成案 P1, 4, 11, 24, 38, 49 添付表

- 現行の大阪湾沿岸海岸保全基本計画と同じく、海岸保全基本方針に基づき、第1編～第3編の目次構成となっている。今回の計画変更に伴う目次の変更はない。

### ■大阪湾沿岸海岸保全基本計画の目次構成

<p>【目次】 海岸保全基本計画の変更にあたって</p>	
<p>第1編 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 海岸の概要</li> <li>1-2 海岸の現状</li> <li>1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方</li> </ol> </li> <li>2. 海岸の防護に関する事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1 海岸の防護の目標</li> <li>2-2 防護の目標を達成するための施策</li> </ol> </li> <li>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</li> <li>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</li> <li>5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向</li> </ol>	<p>第1編は、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策を示しており、海岸事業に限定せず広く検討</p> <p>➡ 海岸の現況の時点更新や気候変動等に対応した内容の変更</p>
<p>第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</li> <li>1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</li> </ol> </li> <li>2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</li> </ol>	<p>第2編は、海岸事業で対応可能な施設整備として、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示している</p> <p>➡ 防護水準の見直しに伴う整備内容の変更</p>
<p>第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項</p>	<p>➡ 気候変動を踏まえた留意事項の変更</p>

- 「第1編 2. 海岸の防護に関する事項」は、気候変動検討部会で決定した防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを追記する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを追記する。

### 第1編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【2-1 海岸の防護の目標】

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
防護の 目標	(前提条件なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定することを追記</li> <li>2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記</li> <li>気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図ることを追記</li> </ul>	P34	気候変動検討部会の審議内容
	<b>●高潮・波浪に対する防護水準</b> 台風期朔望平均満潮位（H. W. L）に、計画偏差を加えた設計高潮位に、波浪の影響を加えて、これらに対して防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響を考慮することを明記</li> </ul>	P34	
	<b>●津波に対する防護水準</b> 南海トラフ地震の発生頻度を踏まえた2つの水準の津波 <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して越流を防ぐ</li> <li>設計津波を超える最大クラスの津波に対して粘り強い構造で減災を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的発生頻度の高い津波に対して、気候変動の影響を考慮することを明記</li> </ul>	P35	
	<b>●侵食に対する防護水準</b> 現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする	(一)	P35	現行計画にて対応
	高潮・波浪・侵食に関する防護水準表 津波に関する防護水準表	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の防護水準の数値を変更</li> </ul>	P36 ～P38	気候変動検討部会の審議内容

- 「第1編 2. 海岸の防護に関する事項」は、気候変動検討部会で決定した防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを追記する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを追記する。

### 第1編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【2-2 防護の目標を達成するための施策】

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
地域を守る安全な海岸の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的发生頻度の高い津波に対しては人命・財産の防護のため「防災」、最大クラスの津波に対しては人命を守ることを最優先に「減災」</li> <li>高潮に対し、激甚化する台風等を考慮した必要高の見直しや計画的・重点的な高潮対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2℃上昇シナリオにて設定するが、ソフト対策も組み合わせた段階的かつ複合的な対策も検討することを追記</li> </ul>	P39	気候変動検討部会の審議内容
	予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理	(一)	P39	現行計画にて対応
	自然海岸や砂浜、干潟では長期的な侵食対策に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に伴う砂浜の変動等に関するモニタリングを実施し、予測を重視した順応的管理を行うことを追記</li> </ul>	P40	海岸保全基本方針を基に追記
	施設整備を進めるにあたっては、自然環境に悪影響を及ぼさないよう努め、土地利用との調和のとれた防護方式等を検討する	(一)	P40	現行計画にて対応
地域住民と一体となった防災対策	情報の収集、発信等ソフト面での対策	(一)	P40	
	地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚および知識の普及	(一)	P40	
	大阪湾沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化	(一)	P40	

※ 赤字：第2回審議会時点の変更内容、青字：第2回審議会後時点の変更内容

■ 「第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項」は、現行計画に一部追記し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

### 第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
海岸環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際の自然環境保全には万全を期していく</li> <li>命の源となる水の浄化に対しても、水際の自然環境を損なうことなく保全していく</li> </ul>	(一)	P41	現行計画にて対応
「新たな環境創造」型への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した親しみやすい水辺環境を創出</li> <li>多様な生物の生息の場を創出し、生物等の自然浄化能力を活用するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくり</li> <li>藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出にも配慮した海岸環境づくり</li> </ul>	(一)	P41	現行計画にて対応
魅力ある海岸景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の整備では周辺の良い景観との調和を図る</li> <li>歴史・文化を体験できるような海岸づくり</li> <li>水際の見える眺望や港の施設などの遠景および、近隣住民が心地よく散策できる近景を演出する</li> <li>心理的な印象にも配慮したデザイン導入</li> <li>都市部と接しているところでは、周囲に威圧感や閉鎖感を与えないよう、構造物の素材や色彩などの工夫に努める</li> </ul>	(一)	P42	現行計画にて対応
海岸環境の保全に関する地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民と関係機関が連携した地域協力体制づくり</li> <li>環境教育、地域住民との連携、愛護活動の支援を進め、より適切な管理体制の確立</li> <li>ごみや汚物の不法投棄に対しては、マナー向上のための啓発活動を進め、美しい海辺づくりに努める</li> </ul>	(一)	P42	現行計画にて対応
生物の生息環境創出のための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「豊かな海」の実現を目指し、漁場環境の回復および創出に寄与した海岸環境づくりに配慮し、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりに努めることを追記</li> </ul>	P43	兵庫県との調整内容

※ 青字：第2回審議会後時点の変更内容

- 「第1編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

### 第1編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
多様な利用要請に 応える海岸づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地特性やそれぞれの機能との調和を図りつつ、多様な利用ニーズに応える海岸づくりを目指し、良好な自然環境を損なうことのないよう、環境保全と利用促進のバランスに配慮</li> <li>環境学習や体験活動のできる海岸、スポーツ・レジャー利用、散策、ジョギングなどの日常的で身近な利用を楽しむことができる海岸を創出</li> <li>周辺における他事業との調整を図りつつ、親水性を考慮した活力とにぎわいのある海岸づくり</li> <li>今後さらに、地域の活動と一体となった利用</li> </ul>	(一)	P44	現行計画にて対応
海岸利用の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的にはユニバーサルデザインの実現を目指す</li> <li>防災上重要な大規模施設は、地域のシンボルとして愛され親しまれるよう、配慮に努める</li> <li>緑化修景地の創出や利便施設、遊歩道など、地域特性に配慮した親しみやすい海岸づくり</li> </ul>	(一)	P44	現行計画にて対応
海岸利用に関する地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの不法投棄や施設の汚損などに対するマナー向上のための啓発活動、放置艇については、港湾管理者など関係者と調整し、改善に努める</li> <li>日常的な海岸の監視や利用者のモラル、マナー向上のための啓発活動、海岸利用のルールづくりなどについて地域と連携して取り組む</li> </ul>	(一)	P45	現行計画にて対応

■ 「第2編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」は、気候変動検討部会で決定した防護水準について変更する。また、ソフト対策も組み合わせた段階的かつ複合的な対策も検討することを追記する。

## 第2編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
新設又は改良しようとする区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響を考慮し、天端高が不足する箇所等を対象区域とする</li> </ul>	P61	気候変動検討部会の審議内容
海岸保全施設の計画諸元	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表堤防高は高潮・波浪に対して必要となる高さ、津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値</li> <li>個々に高潮・波浪に対して必要な高さは、設計高潮位に設計波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものとして、自然条件、堤防の形状、消波工及び離岸堤等の効果、越波許容程度等を考慮して決定</li> <li>津波に対して必要な高さは、設計津波の水位を下回らない高さ</li> <li>延長については、防護の必要性がある区域について、施設の整備状況を考慮して決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定することを追記</li> <li>2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記</li> <li>港外は消波ブロック被覆があるものとして天端高を算定したものである。また、養浜等の複合断面を考慮せずに算出したものであり、実施設計にあたっては各施設において対策案を検討することを追記</li> </ul>	P62	
海岸保全施設の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容一覧表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の整備内容を変更</li> <li>ソフト対策も組み合わせ、予測結果の確信度の高さや整備に要する費用も勘案した段階的かつ複合的な対策も検討することを追記</li> <li>全地区の維持又は修繕の方法を整理した添付表を作成</li> </ul>	P62 添付表	
海岸保全施設による受益地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備によって高潮、津波による被害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を考慮した受益地域に変更</li> </ul>	添付図	

■ 「第2編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」は、現行計画を踏襲する。

## 第2編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
海岸保全施設の 存する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域</li> </ul>	(一)	P64 添付表 添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の 種類、規模及び 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域毎に存する海岸保全施設の種類、規模及び配置</li> </ul>	(一)	P64 添付表 添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の 維持又は修繕の 方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、目視による日常巡視を実施し、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。</li> <li>維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点も踏まえた最適な方法を採用するものとする</li> </ul>	(一)	P64 添付表	現行計画にて対応
添付表	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設または改良の整備箇所整理表</li> <li>維持または修繕箇所整理表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）に統合</li> </ul>	添付表	理解性の向上

※ 赤字：第2回審議会時点の変更内容

- 「第3編今後の取り組みにあたっての留意事項」は、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、計画を見直すことを追記する。

### 第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項の変更

項目	現行計画	今回変更	変更成案 対応頁	備考
今後の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な生物の生息空間の創出や水質改善効果について、専門の研究機関や学識経験者と連携</li> <li>藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等、他の関係機関と連携し、情報の共有化、調査の充実を図る</li> <li>地球温暖化にともなう気象・海象の変化や、海水面の上昇等、調査研究の進展などの情報収集</li> <li>老朽化への対応のため、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した気候変動による気象・海象や環境変化に関するモニタリングを追記</li> <li>具体的なモニタリングの例を参考資料に追加</li> </ul>	P65	海岸保全基本方針を基に追記
地域住民等の参画と情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸に関する情報の広く地域住民への公開に努め、事業の透明性の向上を図る</li> <li>海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を得る</li> <li>情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行う</li> <li>情報公開と地域住民等の参画による、防災知識の普及と意識の向上</li> </ul>	(一)	P65	現行計画にて対応
広域的・総合的な調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾などの関連計画との連携に配慮</li> <li>侵食対策は、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざす</li> <li>大阪湾全体における各々の役割分担などについては今後検討していく</li> </ul>	(一)	P66	現行計画にて対応
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には迅速に見直す</li> <li>地域状況の変化や社会経済状況の変化など、海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても、適宜、見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて防護水準を見直すことを追記</li> </ul>	P66	気候変動検討部会の審議内容